

高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業)の補助対象経費の精算が過大など

2件 不当金額(支出) 897万円

1 補助金の概要

高齢者就業機会確保事業費等補助金(シルバー人材センター事業分)等は、定年退職後等の高齢者に対し、地域に密着した仕事を提供し、高齢者の生きがいの充実や社会参加の促進を図ることなどを目的として、シルバー人材センター連合(シルバー連合)が行う高齢者就業機会確保事業の実施に必要な経費の一部を国が補助するものである。

この補助は、シルバー連合の運営費に対する補助と、事業費に対する補助に区分されており、このうち事業費に対する補助の種目は、平成28年度以降は、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業(サポート事業)及び地域就業機会創出・拡大事業(創出事業)に区分されている。

また、「高齢者就業機会確保事業(シルバー人材センター事業分)の実施について」(要領)によれば、創出事業を新規提案事業として実施する場合は、シルバー連合等が新たに行う事業であることなどの要件に該当するものを補助対象事業とすることとされている。

2 検査の結果

2シルバー連合において、サポート事業等とは関係のないシルバー人材センターの管理運營業務等にも従事するなどしていた者の給与全額を補助対象経費に計上するなどして補助対象経費を過大に精算していたり、新規提案事業として実施するとしていた創出事業の実態が、主として従来行われていた業務を継続して実施するものであり、新たに行われた業務はこれに付随して行われたもので、かつ、新たに行われた業務に従事した延べ日数は僅かなものとなっていて、補助の対象とは認められなかったりしていたため、補助金計897万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

<事例>

シルバー連合である公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会は、活動拠点である公益社団法人富田林市シルバー人材センター(富田林センター)において、27年度から29年度までの間に実施したサポート事業等の計4事業について、コーディネーターを各事業に配置したとして、コーディネーター延べ4名(実人員で計2名)に係る給与全額を補助対象経費に計上していたが、実際は、各事業とは関係のない富田林センターの管理運營業務等にも従事していた。

また、29年度に創出事業として実施した事業について、同事業の業務内容は、26年度から28年度までの間に実施した事業と同一の業務内容である高齢者宅の掃除等を行った日に、それらの業務に付随してハザードマップの配布等を行うものであり、かつ、従事した延べ日数は僅かであったことから、当該事業は、要領に定めた「新たに行う事業」には当たらないものであった。

これらのことから、協議会が富田林センターにおいて実施した計5事業については、補助対象経費が過大に精算されていたり、補助の対象とは認められなかったりしていて、補助対象経費計1539万円に係る補助金計664万円が過大に交付されていた。

| 部局等 | 補助事業者 (事業主体) | 年度 | 補助対象経費 | 左に対する国 庫補助金交付 額 | 不当と認め る補助対象 経費 | 不当と認め る国庫補助 金交付額 | 摘 要 |
|------------|--------------------------------|----------|---------------|-----------------------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 厚生労働 本省 | 公益財団法人東京 しごと財団 | 平成 29 | 28億9673万 円 | 5億3492万 円 | 492万 円 | 232万 円 | 補助対象経費を過大 に精算していたもの |
| 同 | 公益社団法人大阪 府シルバー人材セ ンター協議会 | 27~29 | 53億7708万 | 14億4562万 | 1539万 | 664万 | 補助の対象とは認め られないものなど |
| 計 | 2事業主体 | | 82億7381万 | 19億8054万 | 2032万 | 897万 | |